

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。

平成二十二年三月二十九日

同	同	同	広島県監査委員
同	同	同	富永
同	同	同	健三
同	同	同	充
同	同	同	則
同	同	同	美
同	同	同	和
同	同	同	正

監査の結果（平成 22 年 3 月 18 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業などが適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 20 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期未納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 4 機関、財政的援助団体等が 8 団体です。

県の機関

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	美術館	平成 22 年 2 月 12 日	平成 22 年 2 月 2 日 ～ 3 日	実地監査
2	縮景園	平成 22 年 2 月 12 日	平成 22 年 2 月 2 日 ～ 3 日	
3	尾道特別支援学校	平成 22 年 3 月 18 日	平成 22 年 2 月 10 日	書面監査
4	広島西特別支援学校	平成 22 年 3 月 18 日	平成 22 年 2 月 12 日	

財政的援助団体等

	団体名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
5	広島県道路公社	平成 22 年 2 月 4 日	平成 22 年 1 月 26 日	実地監査
6	広島県住宅供給公社	平成 22 年 2 月 4 日	平成 22 年 1 月 28 日	
7	公益財団法人ひろしま文化振興財団	平成 22 年 2 月 1 日	平成 22 年 2 月 1 日	
8	財団法人県民センター	平成 22 年 2 月 10 日	平成 22 年 2 月 2 日 ～ 3 日	
9	財団法人広島原爆被爆者援護事業団	平成 22 年 2 月 5 日	平成 22 年 2 月 5 日	

10	財団法人広島県教育職員互助組合	平成 22 年 2 月 9 日	平成 22 年 2 月 9 日	実地監査
11	社会福祉法人広島岳心会	平成 22 年 3 月 18 日	平成 22 年 2 月 9 日	書面監査
12	株式会社イズミテクノ	平成 22 年 2 月 12 日	平成 22 年 2 月 2 日 ～ 3 日	実地監査

5 委員の除斥

株式会社イズミテクノの監査については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、高橋委員を監査執行に当たり除斥しました。

第 2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 美術館

(1) 機関の概要

- ・設置目的 県民に優れた文化芸術に触れる機会を提供し、美術に対する知識・教養の向上を図る。
- ・所在地 広島市中区上幟町 2 番 22 号
- ・組織体制 2 課（総務課，学芸課）
- ・職員数 13 人（平成 21 年 12 月 1 日現在の常勤職員数）
- ・主な業務 美術品の収集・保管・展示，美術品等に関する専門的及び技術的な調査研究
- ・入館者の状況

区 分	平成 20 年度		平成 21 年度	
	所蔵作品展 (316 日)	特別展 (7 回, 223 日)	所蔵作品展 (235 日)	特別展 (4 回, 166 日)
有料入館者数	7,193 人	178,664 人	5,857 人	57,075 人
一般	6,504 人	166,600 人	5,274 人	52,065 人
高校・大学生	689 人	7,082 人	583 人	2,908 人
小・中学生等	—	4,982 人	—	2,102 人
無料入館者数	85,686 人	33,502 人	40,689 人	15,349 人
減免者等	82,765 人	33,502 人	38,758 人	15,349 人
小・中学生等	2,921 人	—	1,931 人	—
合 計	92,879 人	212,166 人	46,546 人	72,424 人

注 所蔵作品展は平成 21 年 12 月 31 日現在，特別展は平成 22 年 1 月 11 日現在の人数である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 入館料の徴収に係る事務処理について

美術館の入館料の徴収事務については、徴収事務委託契約により外部委託しているが、次のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 入館券の受払いについて、県及び受託者は、それぞれ出納簿を備え付けて記録管理すべきところ、両者が同一の出納簿を使用して管理していた。

(イ) 徴収事務委託契約に基づき受託者が備え付ける現金出納簿について、取扱担当者，確認者等の押印欄を設けていなかった。

イ 売払決裁書の作成について

広島県美術展の開催に伴い会場で販売した目録については、1冊 350 円で売払い、県の収入としているが、この目録の売払決裁書を作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

- ・根拠 広島県物品管理規則第 28 条

ウ 物品の売払いに係る事務処理について

県の収入となる図録の販売代金について、会計システム上、振込払による収納が可能となる収入科目コードを設定していなかったため、販売代金を特別展実行委員会の預金口座にいったん受け入れ、翌日以降に当該預金口座から出金し、現金払込書により収納しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- ・根拠 広島県会計規則第 11 条

【意 見】

ア 委託契約における設計金額の算出について

委託契約における設計金額の算出において、過去の設計金額の算出に用いた単価をそのまま使用するなど、算出根拠に不明瞭なものがあつた。

設計金額の算出に当たっては、その根拠を明確にする必要がある。

- ・広島県美術展会場構成業務委託契約（平成 20 年度、平成 21 年度）

イ 売払目的の物品の管理について

特別展の開催に伴い作成した図録については、実行委員会の解散とともに美術館が引き継ぎ、図録ごとに物品出納簿を整備して売払いを行い、県の収入としている。

監査日現在において、過去に開催した特別展の図録を多数保有していたが、出納簿への記帳方法や在庫数の把握など、管理方法が十分でなかった。定期的に在庫確認を行うなど、適切に管理する必要がある。

2 縮景園

（１）機関の概要

- ・設置目的 名勝庭園を保存し、その活用を図る。
- ・所在地 広島市中区上幟町 2 番 11 号
- ・職員数 2 人（平成 21 年 12 月 1 日現在の常勤職員数。駐在職員を含む。）
- ・主な業務 名勝庭園の管理及び復旧、伝統文化行事その他県が主催する行事に関する事務
- ・入園者の状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
有料入園者数	112,551 人	81,295 人
減免入園者数	72,822 人	47,100 人
合 計	185,373 人	128,395 人

注 平成 21 年度は、平成 21 年 12 月 31 日現在の人数である。

（２）監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

3 尾道特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 聴覚障害のある幼児・児童・生徒に対する教育の実施
- ・所在地 尾道市栗原町 1524 番地
- ・教職員数 21 人 (11 人)
〔平成 21 年 5 月 1 日現在で本務者数。() 内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計。〕
- ・生徒の状況

部・学年等		幼稚部				小学部						中学部				高等部				
		3歳	4歳	5歳	計	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
男子（人）		0	0	0	0	0	0	1	2	0	3	6	1	0	0	1	0	0	1	1
女子（人）		0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	1
合計（人）		0	0	0	0	2	1	1	3	0	3	10	1	0	0	1	0	1	1	2
進学 就職	進学	—				—						0人（0.0%）				0人（0.0%）				
	就職	—				—						0人（0.0%）				0人（0.0%）				
	その他	—				—						0人（0.0%）				0人（0.0%）				

注 「部・学年等」の生徒数等は, 平成 21 年 5 月 1 日現在である。

「進学就職」の状況は, 平成 20 年度 (平成 21 年 3 月末現在) である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア タクシー券の管理について

タクシー券について, 受払簿による管理がされていなかった。適正な管理に努められたい。

イ 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理について, 次のとおり, 適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。

内 容	根 拠
流出及び転倒防止措置が施されていないものがあつた。	毒物及び劇物取締法第 11 条
管理簿が作成されていないものがあつた。	尾道特別支援学校毒物劇物危害防止規定第 4 条

ウ 委託契約における事務処理について

委託契約において, 契約書に定める書類の提出を受けていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- ・学校給食調理業務委託契約 (平成 21 年度)

【意 見】

使用見込みのない毒物及び劇物の処分について

長期間使用されていない毒物及び劇物が保管されていた。今後, 使用する見込みのない毒物及び劇物については, 廃棄する必要がある。

4 広島西特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 独立行政法人国立病院機構広島西医療センターに入院している（入院する見込みの者を含む。）児童・生徒に対する教育の実施
- ・所在地 大竹市玖波四丁目 6 番 10 号
- ・教職員数 32 人（平成 21 年 5 月 1 日現在で本務者数。）
- ・生徒の状況

部・学年等		小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
男子（人）		0	0	0	1	1	0	2	1	1	2	4	3	3	1	7
女子（人）		0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	5	1	2	8
合計（人）		0	0	0	1	2	0	3	1	1	3	5	8	4	3	15
進学 就職	進学	—							6 人（100.0%）				0 人（0.0%）			
	就職	—							0 人（0.0%）				0 人（0.0%）			
	その他	—							0 人（0.0%）				4 人（100.0%）			

注 「部・学年等」の生徒数等は、平成 21 年 5 月 1 日現在である。

「進学就職」の状況は、平成 20 年度（平成 21 年 3 月末現在）である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 広島県道路公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 広島県の区域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
- ・所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・代表者 理事長 三島 裕三
- ・設立 昭和 56 年 3 月 30 日
- ・役職員 役員 8 人（うち常勤 4 人） 職員 30 人（非常勤職員を含む。）
（平成 21 年 11 月 30 日現在）
- ・主な事業 広島熊野道路・安芸灘大橋有料道路・尾道大橋有料道路の管理
- ・その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県土地開発公社及び広島県住宅供給公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 20 年度
総収益 A	4,987,292
総費用 B	4,987,292
当期利益 C (A - B)	0

資産合計	D (E + F)	24,242,954
負債合計	E	17,917,954
(うち特別法上引当金等)		11,784,935
資本合計	F	6,325,000
(うち基本金)		6,325,000
(うち利益剰余金)		0

注 総収益は、業務収入、受託業務収入、業務外収入の合計。

特別法上引当金等は、償還準備金（毎年の道路事業収支差額の繰入額）と道路事業損失補てん引当金（道路料金収入×100/105×1/10）の合計

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本金 6,325,000,000 円を全額出資（平成 22 年 1 月 26 日現在）

（所管課 土木局土木整備部土木整備管理課）

(イ) 債務保証

（所管課 土木局土木整備部土木整備管理課）

・債務保証残高 6,074,503,725 円（平成 21 年 3 月 31 日現在）

・保証の対象 国、公営企業等金融機構、市中銀行からの道路建設資金に係る借入金

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 広島県住宅供給公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な集合住宅及びその用途に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
- ・所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・代表者 理事長 三島 裕三
- ・設立 昭和 26 年 3 月 28 日
- ・役職員 役員 11 人（うち常勤 3 人） 職員 35 人（非常勤職員を含む。）
（平成 21 年 11 月 30 日現在）
- ・主な事業 住宅の建設、賃貸、管理及び譲渡
宅地の造成、賃貸、管理及び譲渡
独立行政法人都市再生機構住宅の管理
- ・その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県土地開発公社及び広島県道路公社と事務局を統合している。

イ 経営状況

（単位：千円）

区 分	平成 20 年度
総収益 A	2,312,249
総費用 B	2,029,259
当期利益 C (A - B)	282,990

資産合計	D (E + F)	24,738,821
負債合計	E	17,758,982
正味財産	F	6,979,839
(うち資本金)		10,000
(うち当期正味財産増減額)		282,990

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 資本金 10,000,000 円のうち、8,300,000 円 (83%) を出資(平成 22 年 1 月 28 日現在)
(所管課 都市局住宅課)

(イ) 広島県特定優良賃貸住宅制度補助金 (利子補給)
(所管課 都市局住宅課)

- ・ 補助額 2,184,000 円
- ・ 交付の目的 中堅所得者世帯向けの優良な賃貸住宅の供給促進
- ・ 補助対象経費 住宅金融公庫からの融資残高に対する利子

(ウ) 公社賃貸住宅建設事業貸付金
(所管課 都市局住宅課)

- ・ 貸付金残高 109,520,413 円 (平成 21 年 3 月 31 日現在)
- ・ 貸付の目的 優良な賃貸住宅の建設促進
- ・ 貸付の対象 当公社が建設する賃貸住宅に係る事業資金

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未収について

賃貸住宅家賃など長期未収 (過年度分) となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(監査日現在確認分)

- ・ 一般賃貸住宅管理事業未収金 1 人 40,000 円
- ・ 特定優良賃貸住宅管理事業未収金 1 人 64,000 円
- ・ 賃貸施設等管理事業未収金 5 人 538,662 円
- ・ 長期積立分譲住宅管理事業未収金 1 人 10,406 円

イ 委託契約の事務処理について

委託契約において、次のとおり誤った事務処理をしているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	内 容
「サニーコート広島」の管理及び各種サービス提供に係る業務委託契約 (平成 20 年度)	・ 契約書に定める、委託業務内容、契約額及び支払時期に係る協議が行われないうまま、毎月、所要額が請求書により支払われていた。 ・ 契約書に定める業務見積書及び収支見積書の提出を受けていなかった。 ・ 委託費用の精算額に誤りがあつた。
住宅等の管理及び分譲住宅に係る業務委託契約 (平成 20 年度)	契約期間を更新しようとするときは、期間満了の 1 か月前までに文書により通知することとなっているが、当該通知を行っていなかった。

【意 見】

契約における競争性の向上について

施設管理業務に係る委託契約において、指名競争入札を3月末に実施しているものがあつた。受託業者の準備期間を確保するため、少なくとも業務開始の1か月程度前までには入札を執行し、契約における競争性の向上を図る必要がある。

- ・エソール広島保守管理業務委託契約 (平成20～21年度)
- ・サンスクエア東広島総合管理業務委託契約 (平成20～21年度)
- ・高陽タウンセンタービル清掃業務委託契約 (平成20～21年度)
- ・高陽第二タウンセンタービル清掃業務委託契約 (平成21～23年度)

(3) 付 記

施設管理業務の一括発注について

公社が管理する「高陽タウンセンタービル」及び「高陽第二タウンセンタービル」の清掃業務について、両施設は距離も近く、業務を一括して契約した場合、管理経費の節減を期待できることから、一括して契約することについて検討していただきたい。

7 公益財団法人ひろしま文化振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 県民の生活の中に芽ばえる幅広い文化諸活動に対し、経済的に援助すること等により、心豊かなうるおいのある地域社会の創造に寄与する。
- ・所在地 広島市中区大手町一丁目5番3号 広島県民文化センター内
- ・代表者 理事長 高木 一之
- ・設立 昭和54年3月20日
- ・役職員 役員15人 職員11人（非常勤職員を含む。）
(平成21年12月31日現在)
- ・主な事業 文化活動への助成事業、地域文化の振興事業、地域の文化に関する情報等の収集・提供事業

イ 経営の状況

区 分		平成20年度
経常収益	A	67,303,555 円
経常費用	B	65,422,335 円
当期経常増減額	C (A－B)	1,881,220 円
経常外収益	D	0 円
経常外費用	E	0 円
当期経常外増減額	F (D－E)	0 円
当期一般正味財産増減額	G (C＋F)	1,881,220 円
当期指定正味財産増減額	H	0 円
当期正味財産増減額合計	I (G＋H)	1,881,220 円
資産合計	J (K＋N)	549,823,254 円
負債合計	K	11,422,025 円
指定正味財産	L	0 円
一般正味財産	M	538,401,229 円
(うち基本財産充当額)		530,535,655 円
正味財産合計	N (L＋M)	538,401,229 円

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 530,535,655 円のうち、440,000,000 円（82.9%）を出捐
（平成 21 年 3 月 31 日現在。所管課：環境県民局総務管理部文化芸術課）

（２）監査の結果

【指摘事項】

財務諸表について

財務諸表の作成において、賞与引当金が計上されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

【意見】

ア 財務諸表における正味財産の区分経理について

財務諸表の作成において、正味財産のうち、寄附者等の意思により資産の使途、処分又は保有形態について制約が課せられている場合は、当該資産を指定正味財産として計上し、一般正味財産と区分しなければならないが、正味財産のすべてを一般正味財産として計上していた。

寄附を受けた経緯などから、指定正味財産とすることが適当と判断される場合は、一般正味財産と区分して財務諸表に計上する必要がある。

イ 委託契約における事務処理について

県から受託した「ひろしま文化・芸術情報ネット」運営業務において、ホームページの機能追加・修正業務等を年間契約により外部委託しているが、外部委託に係る業務完了報告書には業務期間等が記載されているのみで、具体的な業務の実施内容が明確になっていなかった。

当該業務は受託業務であり、また、システムの変更を伴う業務であることから、業務実施の成果を明らかにしておく必要がある。

・ホームページ「ひろしま文化・芸術情報ネット」保守・管理業務（平成 20 年度）

8 財団法人県民センター

（１）監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 地域文化の振興に資する事業を行い心豊かな潤いのある地域社会づくりに寄与するとともに、地方職員共済組合広島県支部の福祉施設の経営に協力する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町一丁目 5 番 3 号
- ・ 代表者 理事長 藤井 雅文
- ・ 設立 昭和 59 年 11 月 20 日
- ・ 役職員 役員 12 人（うち常勤 1 人） 職員 27 人（事務局次長（兼）支配人は理事でもあるが、職員としている。非常勤職員及び臨時職員を含む。）
（平成 21 年 12 月 31 日現在）
- ・ 主な事業 広島県民文化センター及び広島県民文化センターふくやまの管理運営及び施設の利用許可の受託、地方職員共済組合広島宿泊所鯉城会館の管理運営の受託

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 20 年度
経常収益 A	674,686
経常費用 B	674,007
当期経常増減額 C (A－B)	679
経常外収益 D	0
経常外費用 E	12,714
当期経常外増減額 F (D－E)	△12,714
当期一般正味財産増減額 G (C＋F)	△12,035
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G＋H)	△12,035
資産合計 J (K＋N)	249,430
負債合計 K	168,330
指定正味財産 L	30,000
(うち基本財産充当額)	30,000
一般正味財産 M	51,100
(うち基本財産充当額)	30,000
正味財産合計 N (L＋M)	81,100

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 60,000,000 円のうち 30,000,000 円 (50%) を出捐(平成 22 年 2 月 10 日現在)
(所管課 総務局総務管理部福利課)

(イ) 公の施設の指定管理者

a 広島県民文化センター

- ・指定期間 平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 221,220 千円
(うち、平成 20 年度管理費用 73,740,000 円)
- ・所管課 環境県民局総務管理部文化芸術課
- ・利用状況 (平成 20 年度)

区分	利用日数 (利用者数)
ホール	254 日 (95,300 人)
展示室	第一 171 日
	第二 241 日
	第三 239 日
	計 651 日
練習室	第一 347 日
	第二 338 日
	第三 308 日
	計 993 日

b 広島県民文化センターふくやま

- ・指定期間 平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 171,662 千円
(うち、平成 20 年度管理費用 56,566,000 円)
- ・所管課 環境県民局総務管理部文化芸術課

・利用状況（平成 20 年度）

区分		利用日数（利用者数）
ホール		195 日（51,910 人）
練習室	第一	224 日
	第二	206 日
	計	430 日
文化交流室		289 日

（２）監査の結果

【指摘事項】

ア 現金過不足に係る事務処理について

現金の受払いの際に発生した現金過不足については、年度末の現金過不足勘定がプラスとなった場合は収益に計上し、マイナスとなった場合は費用に計上すべきところ、マイナスになったにもかかわらず、費用に計上せず、収益から減額する方法で計上していた。適正な事務処理に努められたい。（鯉城会館特別会計）

イ 物品購入に係る事務処理について

物品購入に際し、財務規程において、契約金額が 50 万円以上である随意契約を締結するときは、請書その他これに準じた書面を徴することとされているが、その書面が徴されていなかった。適正な事務処理に努められたい。（広島県民文化センター）

内容	ホール舞台用の平台購入 2 件（平成 20 年度，平成 21 年度）
根拠	財団法人県民センター財務規程第 29 条第 2 項

【意見】

ア 郵便切手の管理について

郵便切手出納簿において、確認者による押印がされていなかった。郵便切手の払出及び受領の都度、確認者は確認を行う必要がある。（広島県民文化センターふくやま）

イ 委託契約における履行確認について

エストパーク建物管理委託契約については、設備管理業務、ローカル警報システム業務、警備業務、清掃業務、廃棄物処理業務、植栽維持業務、管理代行業務、施設夜間管理補助業務の 8 業務を一括した契約であるが、請求書の提出のみで委託料を支払うこととしており、契約書において業務実施状況報告書の提出を義務付けていなかった。

当該契約については、業務実施状況報告書の提出を求め、契約事項に係る履行の確認をした後に、委託料を支払うよう改める必要がある。（広島県民文化センターふくやま）

9 財団法人広島原爆被爆者援護事業団

（１）監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 広島県・広島市設置の福祉施設の受託運営を行うことにより、原子爆弾被爆者を援護し、その福祉向上を図る。
- ・所在地 広島市安佐北区倉掛三丁目 50 番 1 号
- ・代表者 理事長 鎌田 七男

- ・ 設立 昭和 44 年 3 月 31 日
- ・ 役職員 役員 11 人（非常勤） 職員 193 人（非常勤職員を含む。）
（平成 21 年 12 月末現在）
- ・ 主な事業 広島原爆養護ホーム「舟入むつみ園」，「神田山やすらぎ園」，「倉掛のぞみ園」の受託運営事業，原爆被爆者の相談事業

イ 経営の状況 (単位：千円)

区 分	平成 20 年度
経常収益 A	1,922,174
経常費用 B	1,964,952
当期経常増減額 C (A－B)	△42,778
経常外収益 D	1,770
経常外費用 E	32
当期経常外増減等 F (D－E)	1,738
当期一般正味財産増減額 G (C＋F)	△41,040
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G＋H)	△41,040
資産合計 J (K＋N)	408,364
負債合計 K	296,960
指定正味財産 L	1,100
(うち基本財産充当額)	1,100
一般正味財産 M	110,304
正味財産合計 N (L＋M)	111,404

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 1,100,000 円のうち，500,000 円（45.5％）を出捐（平成 22 年 2 月 5 日現在）
（所管課 健康福祉局総務管理部被爆者対策課）

(2) 監査の結果

【意 見】

ア 公印の管理について

台帳上は廃止された公印が金庫で保管されていた。廃棄するなど，適切な処理を行う必要がある。（事務局）

- ・ 財団法人広島原爆被爆者援護事業団印 1 個
- ・ 広島原爆養護ホーム所長印 4 個

イ 金券等の管理について

次の金券等について，出納簿等による管理がされていなかった。金券等については，その出納を帳簿に記載し，適切に管理する必要がある。

- ・ テレホンカード（事務局），図書カード（倉掛のぞみ園）

10 財団法人広島県教育職員互助組合

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 教職員その他教育関係者の教養を高め、ならびに教職員の福祉の向上と生活の安定を図り、もって広島県における教育文化の振興に寄与することを目的とする。
- ・ 所在地 広島市中区基町9番42号（広島県教育委員会事務局管理部福利課内）
- ・ 代表者 理事長 榎田 好一
- ・ 設立 昭和39年5月1日
- ・ 役職員 役員20人（非常勤） 職員9人
（平成21年12月末日現在）
- ・ 主な事業（平成20年度実績）
現職者に対する給付、福祉、貸付に関する事業、退職者に対する退職医療、互助年金に関する事業及び宿泊施設の運営事業など

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成20年度
経常収益 A	1,958,557
経常費用 B	1,958,557
当期経常増減額 C (A - B)	0
当期一般正味財産増減額 C	0
当期指定正味財産増減額 D	0
当期正味財産増減額合計 C + D	0
資産合計 E (F + G)	16,856,421
負債合計 F	16,846,421
指定正味財産 G	10,000
（うち基本財産充当額）	10,000
一般正味財産 H	0
正味財産合計 I (G + H)	10,000

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 10,000,000 円のうち 2,500,000 円（25.0%）を出捐（平成22年2月9日現在）
（所管課 教育委員会事務局管理部健康福利課）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 決算に関する書類の作成について

決算に関する書類の作成において、法人の規程で定める書類が作成されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- ・ 財産目録総括表、キャッシュフロー計算書及び総括表、収支計算書総括表
- ・ 根拠 財団法人広島県教育職員互助組会计処理要綱第47条

イ 財務諸表の作成における事務処理について

財務諸表の作成において、次のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。

（ア）賞与引当金が計上されていなかった。

(イ) 満期保有目的の債券について、償却原価法による会計処理が行われていなかった。

(ウ) 当該年度に係る法人住民税が未払計上されていなかった。

(エ) 退職給付会計について、従前の勘定科目である退職給与引当金等により経理されていた。

(オ) 財務諸表に注記すべき事項のうち、「消費税等の会計処理」が記載されていなかった。

(カ) 貸借対照表に正味財産の部の記載がないなど、公益法人会計基準に基づく記載がされていないものがあった。

ウ 委託契約における事務処理について

委託契約において、次のとおり、誤った事務処理が行われているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	内 容
二川キャンプ場管理委託契約 (平成 20 年度)	支払期限を遅延して委託料を支払っていた。
二川キャンプ場管理委託契約 (平成 20 年度) 仙養ヶ原キャンプ場管理委託契約(平成 20 年度)	具体的な業務内容が不明瞭であった。

【意 見】

ア 金券等の管理について

次の金券等について、出納簿等による管理がされていなかった。金券等については、その出納を帳簿に記載し、適切に管理する必要がある。

- ・収入印紙，テレホンカード，バスカード，タクシー券

イ 委託契約における予定価格の設定について

委託契約において、予定価格を契約担当者以外の職員が知り得る状態で設定されていた。契約事務の公平性・透明性を確保するため、契約担当者は、予定価格を他の職員が事前に知り得ないようにして設定する必要がある。

- ・二川キャンプ場管理委託契約 (平成 20 年度)
- ・仙養ヶ原キャンプ場管理委託契約 (平成 20 年度)

11 社会福祉法人広島岳心会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 共同生活支援事業所のろさんの設置経営など社会福祉事業の実施
- ・所在地 呉市郷原町野呂山麓 2380 番地 181
- ・代表者 理事長 白川 満智子
- ・設立 昭和 53 年 8 月 8 日

イ 県の財政的援助等の状況

平成 20 年度社会福祉施設等整備費補助金を交付

- ・ 所管課 健康福祉局社会福祉部障害者支援課
- ・ 補助額 15,000,000 円（総事業費 29,526,000 円，補助対象経費 29,526,000 円）
- ・ 交付目的 社会福祉法人等の負担を軽減し，社会福祉施設等の整備の促進を図る。
- ・ 対象事業 次の社会福祉施設の創設整備事業

名 称	共同生活支援事業所のろさん
所在地	呉市郷原町 2380 番地 181
規模等	建物構造 木造 2 階建て 建築面積 102.00 m ²
定 員	6 人

（２）監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

12 株式会社イズミテクノ

（１）監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業内容 縮景園及び美術館指定管理者業務
- ・ 所在地 広島市西区商工センター二丁目 3 番 1 号
- ・ 代表者 代表取締役 藤岡 敏史
- ・ 設立 平成 3 年 3 月 1 日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 公の施設名 縮景園・美術館
- ・ 所在地 縮景園：広島市中区上幟町 2 番 11 号
美術館：広島市中区上幟町 2 番 22 号
- ・ 指定期間 平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 744,000 千円
(うち，平成 20 年度管理費用 248,000,000 円)
- ・ 所管課 環境県民局総務管理部文化芸術課

ウ 利用状況

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度
縮景園	入園者数	185,373 人	128,395 人
	駐車場利用台数	22,136 台	13,051 台
美術館	県民ギャラリー等入場者数	145,915 人	109,917 人
	駐車場利用台数	32,892 台	21,675 台

注 平成 21 年度は，平成 21 年 12 月 31 日現在の数値である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 収支報告書について

指定管理業務に係る平成 20 年度の収支報告書において、行政財産使用料及び光熱水費の計上額が誤っていた。適正な事務処理に努められたい。

イ 入館券の出納事務について

県との徴収事務委託契約により、美術館の入館料の徴収事務を受託しているが、契約書に基づく入館券出納簿を備え付けていなかった。適正な事務処理に努められたい。

【意 見】

利用料金の承認について

広島県縮景園及び広島県立美術館の管理に関する基本協定第 10 条第 2 項の規定により、利用料金の額を定める場合は、あらかじめ県の承認を受けることとされているが、県からの提案により利用料金を設定したものについて、書面による承認を受けていないものがあった。

利用料金の設定に当たっては、あらかじめ文書による承認を受ける必要がある。